

## 「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」の令和元年度実施状況について（総括）

### 施策目標1 お互いに認め合い支えあって暮らすまちづくり

すべての人が障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図るための取組として、広報・啓発活動を進めるとともに、相談支援の強化、障害特性に配慮した情報提供、情報取得の手段の確保を進めてきた。

啓発の取組については、企業向け人権啓発講座の開催や京都市政出前トークを活用した講師派遣を通じて、市民・事業者等に対する周知・啓発を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進として、障害者差別解消支援地域協議会（京都市障害者自立支援協議会権利擁護部会）を開催し、障害を理由とする差別に関する相談対応事例等について意見交換を行った。今後も様々な機会を通して啓発・広報活動を推進していく。

相談支援については、障害者地域生活支援センター等において幅広いニーズに対して相談支援を実施してきた。また、地域あんしん支援員設置事業においては、複合的な課題を抱える対象者の生活課題の改善に取り組んでいるところである。さらに、社会情勢の変化等を背景として、社会的に取り組むべき大きな課題となっているひきこもりに関して、京都市社会福祉審議会に専門分科会を設置し、本市における現状と課題を共有するとともに、今後の支援の在り方について検討を始めた。時代とともに変化する課題に臨機応変に対応していく。そのほか、障害者相談員の事例集やチラシを作成し、相談制度の周知、活性化を図った。

意思疎通支援・情報保障については、市民しんぶんやホームページをはじめとした本市広報物におけるわかりやすい情報発信に努めるだけでなく、要約筆者や手話通訳者の養成事業などを継続して行った。また、音声コード付き文書による「水道使用水量のお知らせ」等の通知サービスや新型コロナウイルス感染症に関する手話動画の作成・公開、ヒアリンググループの更なる利用促進等に取り組んでおり、引き続き、障害のある人の情報取得の手段確保と支援体制の強化を図る。

#### <主な実施事業> (参考4参照)

通し番号3	障害者差別解消推進事業
通し番号18	障害者相談員設置事業
通し番号30	地域あんしん支援員の活用等による複合的課題を抱える人への支援
通し番号32	ヒアリンググループ設置
通し番号39	音声コード付き文書による通知サービス
通し番号45	手話通訳者養成事業、手話講座等の実施

## 施策目標2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送るために、障害福祉サービスの充実や地域理解の促進に取り組んできた。今後も引き続き、福祉、保健、医療、介護など分野横断的な支援が必要である。

福祉サービスについては、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホームやニーズの高い生活介護等の整備に対する補助や、介護従業者研修、医療的ケア研修、地域リハビリテーション推進センターが行う各種研修等の実施により、障害福祉サービスの量と質の向上に努めた。引き続き、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人への十分な支援体制の確保と支援力の向上のために取組が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、不足するマスク・手指消毒用エタノールを障害福祉サービス事業所へ配布する等、感染対策を行いながら継続的に必要なサービスを提供する事業所への支援を行った。

住まい・暮らしについては、施設入所者の地域生活への移行に向けた仕組みづくりが課題となっており、障害のある人の多様なニーズに応じたサービス提供を行うことができる必要なサービス提供体制の確保とともに、グループホーム等の整備や居住支援等による円滑な住まいの場の確保に向けた取組など、地域生活の支援を推進する基盤整備をより一層進めていく必要がある。

地域交流については、障害のあるなしにかかわらず、参加、交流できるイベント「ほほえみ広場」の開催や、ほほえみ交流活動支援事業による小・中学校等で障害の体験・交流学习や障害や障害のある人への理解を深めるための講演を実施し、顔の見える交流づくりを推進した。

### <主な実施事業> (参考4参照)

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 通し番号48 | 障害者福祉施設整備費補助事業      |
| 通し番号57 | 介護従業者研修             |
| 通し番号58 | 医療的ケア研修等            |
| 通し番号61 | 地域リハビリテーション推進センター   |
| 通し番号84 | 障害者社会参加促進事業（ほほえみ広場） |
| 通し番号85 | ほほえみ交流活動支援事業        |

<第5期障害福祉計画>

○ 施設入所者の地域生活への移行

項目	人数
令和2年度末時点の目標（注1） a	45人以上
令和元年度末時点の実績（注2） b	10人
進捗率（b/a）	22.2%

（注1）目標は、平成30年度から令和2年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行する人数。

（注2）実績は、平成30年度から令和元年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行した人数。

○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ① 6月に入院した患者の入院3箇月時点の退院率
- ② 6月に入院した患者の入院後6箇月経過時点の退院率
- ③ 6月に入院した患者の入院後1年経過時点の退院率
- ④ 6月末時点の1年以上長期入院患者数

項目	①入院後3箇月の平均退院率	②入院後6箇月の平均退院率	③入院後1年の平均退院率	④1年以上長期入院患者数	
				65歳以上	65歳未満
令和2年度時点の目標（注1） a	69%以上	84%以上	90%以上	1,250人以下	195人以下
令和元年度時点の実績（注2） b	57.9%	79.2%	86.9%	1,381人	277人
進捗率（b/a）	83.9%	94.3%	96.6%	89.5%	57.9%

（注1）目標①、②及び③は、令和元年6月に入院した患者の退院率。目標④は令和2年6月30日0時時点の在院患者数。

（注2）実績①、②及び③は、平成30年6月に入院した患者の退院率（京都府の調査による最新数値）。実績④は、令和元年6月30日0時時点の在院患者数（国が実施している精神保健福祉資料（630調査）による最新数値）。

○ 障害者の地域生活の支援

項目	取組状況
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点に求められる5つの機能を面的に整備することで、地域生活支援拠点の更なる整備を進める。

### 施策目標3 安心して生活できる社会環境の整備

障害のある人が安心して暮らしを送るために、必要な保健・医療サービスが適切に提供される体制の確保や、災害時等の非常時における支援体制においてはハード面の支援だけでなく、こころのケアなどのソフト面の支援の重要性も高まってきている。今後も様々な場面に合わせた柔軟な支援体制が必要となる。

こころの健康については、こころの健康増進センターにおける面接、電話相談や、身近な相談機関として区役所・支所における精神保健福祉相談を行ってきたことに加え、依存症専門医療機関の選定に取り組んできた。自殺者数（警察庁統計）については、令和元年は同統計が出された平成21年以来最少の数値に減少した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症がもたらすこころの不安や経済的困窮による自殺リスクの高まりも見据え、自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう こころ ほっとでんわ」の拡充等、相談体制を強化していく。

ユニバーサルデザインについては、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づき、重点整備地区において、駅のバリアフリー化整備とともに、駅や生活関連施設を結ぶ経路をできる限り一体的にバリアフリー化を推進するため、駅周辺道路のバリアフリー化を着実に進めた。また、困った時に周囲の人や救急隊等から支援や配慮してほしい情報等を記載する「京都市版ヘルプカード」を作成し、ヘルプマークとともに普及を図るなど、心のバリアフリーを推進するための取組も進めた。

災害対策については、重度障害者の個別避難計画作成に向け、モデル地域において地域の関係機関と意見交換を行い、個人情報等の提供等に同意を得られた人について、計画作成を開始した。計画を作成する中で課題の検証を行い、今後の事業展開について検討を進めていく。

<主な実施事業>	(参考4参照)
通し番号99	こころの健康増進センターの管理運営 (精神保健福祉センター事業)
通し番号115	命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実
通し番号128	交通バリアフリー基本構想に基づく駅周辺道路の バリアフリー化の推進
通し番号130	駅等のバリアフリー化の推進
通し番号133	京都市版ヘルプカードの作成・配布
通し番号145	重度障害者の個別避難計画作成等推進事業の実施

## 施策目標4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

障害のある人が満足度の高い生活を送るために、社会参加できる場や機会の提供、幅広い交流が重要である。また、それぞれの個性が発揮でき、生活をより豊かなものにしていくために、障害のある人の自立促進等に多くの可能性のある文化芸術やスポーツを楽しむことも大きな役割を果たすものであるため、多くの事業を実施してきた。

文化芸術分野については、総合支援学校や福祉施設へアーティストや専門家派遣を行い、文化芸術に触れる機会の提供と新たな創作活動の掘り起こしを図ったほか、障害者芸術作品展「いんぷっと／あうとぷっと」を開催するとともに、作品のアーカイブ化を進めるなど、障害のある人の文化芸術活動の活性化を推進した。

障害者スポーツ分野については、第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」は台風第19号の影響により、また、天皇陛下御即位記念天皇盃第31回全国車いす駅伝競走大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からそれぞれ開催中止となったが、2021年に延期となった2020東京パラリンピックの開催に向けた機運の高まりを好機と捉え、引き続き、障害者スポーツ活動の振興に取り組む。

就労支援については、障害のある人が多様な分野で活躍できるよう、職域拡大や企業理解を目指したセミナーの開催や伝福連携の取組等を進め、障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した人数は目標を上回って着実に推移している。今後は、農福連携の展開や京都市役所における障害者雇用の取組の拡大にも取り組むこととしており、引き続き、一般就労の促進、定着支援の充実、福祉的就労の底上げに係る施策を進めていく。

<主な実施事業>	(参考4参照)
通し番号166	障害のある人の芸術活動支援事業
通し番号172	全国障害者スポーツ大会派遣事業
通し番号173	全国車いす駅伝競争大会，チーム強化事業
通し番号179	障害者職場実習及びチャレンジ雇用推進事業
通し番号180	伝福連携担い手育成支援
通し番号186	京都市役所における障害者雇用
通し番号189	京都らしい農福連携推進事業

<第5期障害福祉計画>

○ 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

項目	一般就労への移行者数	就労定着支援による職場定着率
令和2年度末時点の目標（注1） a	243人以上	80%以上
令和元年度末時点の実績（注2） b	286人	92.2%
進捗率（b / a）	117.7%	115.3%

（注1） 目標は、令和2年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する人数。  
（注2） 実績は、令和元年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した人数。

## 施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うとともに、重症心身障害児や医療的ケアが必要な児童が安心して適切なサービスが受けられるよう、必要なサービスの確保や、関係機関の連携による必要なサービス利用につなげる支援の仕組みづくり、また、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要である。

また、障害のある子どももない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、一人一人のニーズに応じた教育の推進が求められている。

特性や状況に応じた指導や支援を推進するため、医療的ケアが必要な子どもが在籍する学校に看護師を配置するとともに、学校を巡回して看護師への実技指導や相談支援を行う指導看護師を追加配置し、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図った。

また、令和元年度末に本市の協議の場として保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等から構成される京都市医療的ケア児等支援連携推進会議を設置し、庁内連絡会を開催した。今後、会議を開催し、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて検討していく。

相談・支援・連携体制の強化については、就学支援シートを活用した支援や、民間保育施設に対する障害児保育のノウハウ蓄積に係る研修、相談窓口事業を行った。また、障害児相談支援の利用促進、普及啓発を行うための制度周知パンフレットの作成や放課後等デイサービス事業所への巡回指導を行った。引き続き、これらの事業により、よりよい支援体制の強化を図っていく。

一人一人のニーズに応じた教育の推進については、総合支援学校での、障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、家庭や地域とも連携し包括的に取組を進めるための個別の包括支援プランや、育成学級や通級指導教室等での「個別の指導計画」の作成の下で、計画的な指導を行い、個に応じた指導と切れ目のない支援の推進を図った。

### <主な実施事業> (参考4参照)

通し番号198	医療的ケア児支援協議の場
通し番号199	学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実
通し番号204	障害児相談支援の利用促進
通し番号205	放課後等デイサービス事業所への巡回指導
通し番号208	早期からの教育相談・支援体制構築（就学支援シート）
通し番号210	就学前児童等の支援
通し番号218	個別の包括支援プランの推進
通し番号219	個別の指導計画の推進

<第1期障害児福祉計画>

○ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	取組状況
児童発達支援センターの設置	・市内に9箇所設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	・市内に11箇所設置。 ・重度心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施。(平成30年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所, 放課後等デイサービスの確保	・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所(3箇所), 放課後等デイサービス(5箇所)を確保。 ・重度心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施。(平成30年度)
医療的ケア児支援の協議の場の設置	・重度心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施。(平成30年度)